

今月の納税 軽自動車税

町税は納期限までに納めましょう
納税組合を作りましょう



方城町の人口 (5月1日現在)

総人口	8,006人
男	3,854人
女	4,152人
世帯数	2,105

発行所
福岡県田川郡方城町

印刷所
佐々木印刷所

町建設計画

産炭地再開発のためには、かと云って拱手して事業を推進することが目下の急務であると思ふが、これを円滑に推進することは現在の町財政から見ても至難なことである。

際他町村に先んじて事業をおこなうことが先決であると信ずるものであります。

従って、町の冗費を極力節約し、高額の補助事業を積極的に実施したいと考えております。

一、産炭地開発就労事業計画

この事業は別名第二種公共事業ともいっておりますが、産炭地を再開させるために設けられた補助事業であります。方城町は、国業所一帯の土地を譲り受け、新たな企業を誘致するもの

本年第二種公共住宅十戸を萩ヶ原団地に建築し既に入居も終了しましたが、この事業費が約七〇万円。

来年度からは、第二種公共事業で住宅団地の造成を施工し県営住宅を誘致し住宅のあり方としては、現

二、住宅整備事業計画

家不足による人口の町外流出の防止をはかりたいと考えております。

旧炭地帯については、老朽家屋の改良住宅を検討中であり、この改良住宅のあり方としては、現

三、道路整備五ヶ年計画

道路の整備は他町にくらべて相当おくれしていると思われ、従来は生産に重点を置き溜池、林道等の整備計画を樹立し、道路釘害復旧工事と相まって町内主要路線の改良舗装年次計画で施工することにいたしました。



町営住宅完成(萩ヶ原)

下水溝の改良工事を本年より実施します。水溝約六〇〇米を改良することにより近づく工の運びと先づ環境著しく不良な地帯から着手したいと考えておりますが、本年は八幡町より東区内を流れる中央下

この事業については年次計画を以て逐次実施したいと考えております。

四、下水排水溝の整備計画



荒迫(春田線)舗装道路

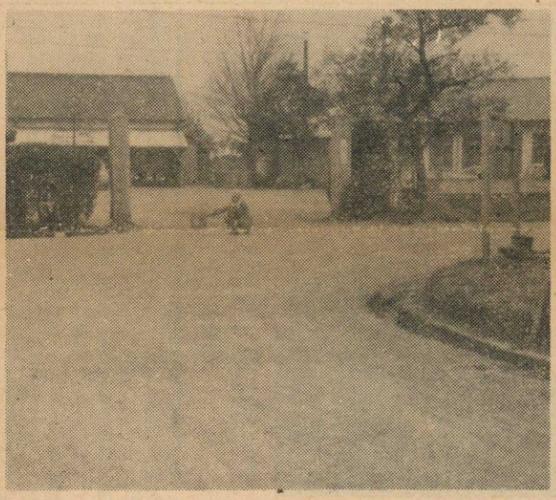
五、バイパスの着工計画

方城町開発の鍵を握っているのがバイパスの早期着工である。

多年の懸案であったバイパスも本年度事業費が七千九百万円つき、いよいよ着工されることになりました。

が、用地買収につきましては、今後実施される諸事業に格段の御協力をお願い申し上げます。

方城町は、今、どん底の状態です。



役場/伊方橋線舗装道路

町づくりは 国土調査から!!

われわれの町をより良いものにし、又皆さんの生活を安定させるために、公共事業その他多様な事業計画がたてられています。

これらの計画を移行するための、その基となる資料を整えなければなりません。

このために、方城町では昭和四十三年より地籍調査が開始されています。

この調査は土地の戸籍調査ともいべきもので、国土調査の一環として行なわれる大切な調査です。

今まで皆さんの土地を保護していた「土地台帳」や「字限図」は、明治の初めに地租をとるために作られたもので、当時の測量技術の幼稚さと長い年月を経たために、現況のうづりあてにならなくなり、大切な土地の境界争いの原因ともなっています。

地籍調査は正確な近代的地籍測量によって、新しく地図と帳簿(地籍図と地籍簿)を作り、皆さんの土地の正しい位置、形、地番、地目面積を明らかにするための調査なのです。

これができると、区画整理をはじめ土地改良事業や、土木事業など、いろいろの建設事業の計画を立てたり、作業をしたりするのにも大変役立つとともに、なによりもあなたの大切な土地を保護することができるのです。

すでに岩屋、上弁城地区においては地籍調査が完了して正確な地籍図が完成しています。これによって一筆毎の土地の境界点の地球上に占める位置が明らかにあり、災害その他の理由により、現地に於ける土地の境界が不明になっても、この地図によりその境界を現地に復元することができま

本年度は地図に示すように弁城の新興と役場を結ぶ県道より山手の地域、部落別には岩屋、上弁城、新町、浄万寺、久六地区に土地を所有している方が調査の対象となります。

現在すでに測量技術がやぐらをたてたり、道端に石を埋めたり、本杭を打ったりして、そこに測量器械をすえて測量をしているのを見られたことでしょうか。それは、地籍調査のもとな面積を明らかにするための調査なのです。

これは基準点測量といつて、その地点が地球上のどこに位置するかを測り、

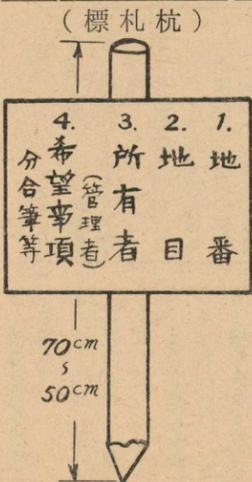
地図を作る骨組となるもの

その時に埋めたコンクリート杭や木杭は今後の測量のもとになりますから、これを抜いたり、その場所を動かしたりしないようお互いに注意しましょう。

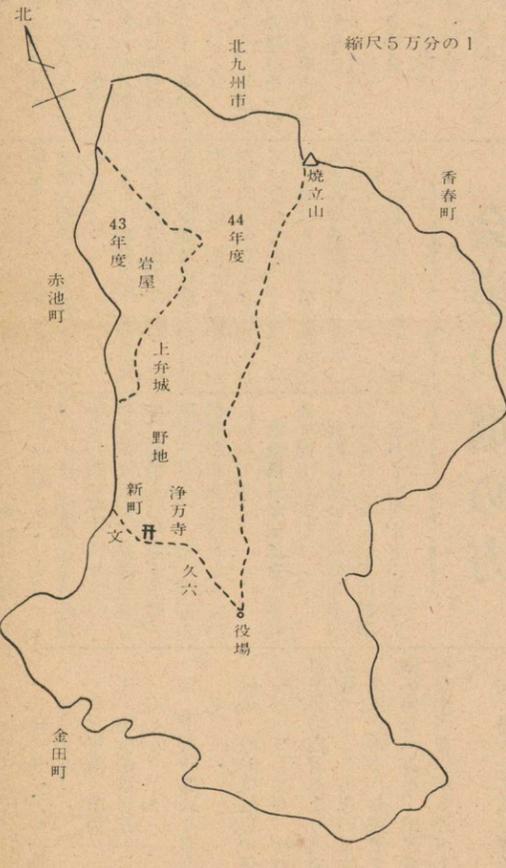
地籍調査は、土地の一筆ごとにその境界や地番、地名などを土地台帳と字限図の写を現地に照し合わせるから調査していきますので、あなたの土地の境の主な曲り角に「自分の地所はここまでだ」ということを示す丈夫な杭を隣の地主の方とよく相談して打っていただきます。またその土地の標記として別に「所有者」「地番」「地目」「面積」を書いた板(紙)片をつけて杭をよく目につくところに立ててください。

なお係でコンクリートの境界杭をあっせんしていただきますので、希望者は現金(七十五円)を添えてお申込み下さい。

それから山林原野等見とおしの悪い箇所については、新しい町づくりのための資料にしましょう。



本年度(44年度)地籍調査実施地域



方城林道開発

昭和四十二年度から着手しては過去三ヶ年に亘り地元の県警警務局林道方城線事業も今年四十四年十二月で長浦道路に連結されることとなりました。

起点広谷より長浦谷の間山腹を横断したこの林道事業は延長二、五三三米、総事業費も五、六一五万円であり、これが事業推進につきま



長浦地区開発

異動役場

去る五月十六日午後八時分館に於て部落懇談会が開催されました。

当日町長以下各課長、地元の方約六十名出席午後八時からの二時間半に亘って次のような四項目を中心に真摯な質疑応答がありました。

- 一、借地の問題並びに家屋の老朽化にからんで公民分館を出れば移転したい。
- 二、役場通りのバス路線が他に変更されるのではなか。
- 三、後谷中道が舗装されると聞いているがこれに關連して庚申通り、正連寺前、局通り、等もこの際整備して貰いたい。
- 四、ごみ処理について今後の町の方針をうかがいたい。

皆んなで守ろう

交通ルール

春の交通安全運動が全国一斉に実施されています。この運動は、人命尊重の見地から交通事故防止の徹底、とくに歩行者の交通安全思想の周知徹底を図り

正しい交通ルールの実践を習慣づけることを目的とし、交通安全思想の普及と活動は次の事項に重点をおいて実施する。地域住民ひとりひとりが交通ルールを習慣づけるようお願いいたします。

スローガン
親がまず 手本を示そう
正しい横断 急停車されても
よい距離 よい速度
歩いているときも ひとりひとりがよく注意
歩行者は道路を横断するときは遠回りでも信号機、横断歩道、横断歩道橋などを利用すること。

道路を横断するときは車のとぎれをたしかめ、必ず手をあげ左右の安全をたしかめて渡ることを。

横断歩道における一時停止の励行など歩行者の保護のルールを厳守すること。

スピードの出過ぎ、無理な追越し、割り込みは絶対にしないこと。

仕事点検、定期点検を励行し、整備不良車、装置不良車等は絶対に運転しないこと。

自動二輪車、原動機付自転車の同乗者には横乗りをさせないこと。

雇用主、事業主等は、運行管理安全運転管理体制を確立して、事故防止につとめること。

運転者に対し、法令講習事故防止研究会等を実施して交通安全思想の高揚と交通ルール等を体得させること。

家庭のだんらん時に新聞ラジオ、テレビ、その他で広報されていることなどを



小学生横断指導

走っている車のすぐ前、歩道のない道路は、右端を歩くこと。

老人、子供の安全誘導に努めること。

自転車乗用者は、からだに合ったものを選ぶこと。

二人乗りをしないこと。

左右折等の合図を励行すること。

夜間は必ず点灯し、後部には反射鏡または反射テープを取付けること。

飲酒して自転車に乗らないこと。

車庫運転者は、酒をのんだら絶対に運転しないこと。

中心に、交通事故防止について話し合いを行うこと。

家族が家を出るときには正しい歩行、車に注意、また、車を運転するものには安全運転、酒をのまないよう「愛の一言」をかけること。

こどもには、交通ルール安全な通学（通園）のしかたなどについて実地に指導すること。

学校、(保育園)への登下校は、必ず定められた通学路を通ること。

上級生は、下級生の模範となつて、正しい通行、安全な横断をすること。

太田正禧氏 勲六等 瑞褒章を授与される



太田正禧氏

太田氏は大正十二年一月方城村書記以来その誠実な人柄と勤務態度は他の職員の間で称賛され、其の間税務主任、収入役として昭和三十五年八月退任まで実に三十七年八月の長期に亘り地方公務員として地方自治発展に著しく貢献した。

このたび昭和四十四年春の叙勲に当たり厳密な選考の結果去る四月二十九日の天皇誕生日に勲六等瑞褒章を授与されました。

ねんきん相談

国民年金の必要期間

(問一) 国民年金から老齢年金をうけるためには、どれだけの期間加入していなければならないか。

(答) 国民年金に加入するのは、二十歳から六十才までの四十年間になります。ところが国民年金では加入するだけでは、年金がうけられませんが、加入期間中に、二十五年間は保険料を納めているか、保険料の免除をうけているかなどが必要で、厚生年金などの年金でも、もちろん保険料をかなければ年金はうけられませんが、加入する期間がそのまま保険

(問二) 私の父は六十才ですが年金をうけています。父は六十八才ですが、まだ年金をうけられないので私の父がうけられないかどうしてこのようなことがあるのでしょうか。

(答) 十五年間ではなく、二十五年間加入しなければ年金がうけられません。このように加入期間のほかに保険料納付済み期間と保険料免除期間を、年金をうけるための資格期間として扱います。

各制度のうけられ

(問三) 私は昭和二十五年から三十五年までの十年間が役所勤めで、共済組合に加入して国民年金に加入したのですが、国民年金には昭和五十二年までの十五年間加入していません。年金がうけられませんか。

(答) 十五年間ではなく、二十五年間加入しなければ年金がうけられません。このように加入期間のほかに保険料納付済み期間と保険料免除期間を、年金をうけるための資格期間として扱います。

会議の進め方

- 四月一日以前の共済組合の期間を通算年金の対象とし、昭和三十八年以後の国民年金加入期間とが通算されたので、昭和二十五年から十年間の加入期間が、厚生年金が船員保険の加入期間ならば、たとえ昭和三十一年四月一日現在に加入していても、その後、国民年金なり、共済組合に加入すれば通算の対象となるので、昭和三十六年(五月)は五月(六月十五日まで)のように入力してください。
- 老令福祉年金証書を役場提出し、提出期限が過ぎると次の年金がうけられなくなります。提出期限が過ぎると、加入期間の精算をする建前をとっています。
- 第三段階 事実の確認
- 1 事実をもれなく説明する。
 - 2 その事実の問題はなにかどうかを確かめる。
 - 3 意見をもれなく聴取する。
 - 4 意見を整理して整理する。
 - 5 意見を整理して整理する。
 - 6 意見を整理して整理する。
 - 7 どうし質問する。
 - 8 会議は皆で進める。
 - 9 会議に質問をもつてくる。
 - 10 会議は研究の第一歩にすぎない。
- 以上述べましたが会議の成立する要素は目的を達成するために全員出席すること、出席・待たずに開始・終了するに皆の自覚が大切ではないかと思えます。

出生・婚姻 死亡調べ

- 一、出生、御出産おめでとうございます。
- 吉田輝夫 稲富直樹
香月千春 中川友美
堀口博文 石谷恵美
白石祐子 水上多恵子
大石紀子 西村善四郎
二、婚姻、御結婚おめでとうございます。
- 仲村健一 藤本康孝
大藤由美子 桑野和子
東 正美 仲村貞夫
塩見好江 中村キヌエ
永末元臣 赤金近志
宮本ヒサエ 山口君江
- 心配ごと相談
- 昨年十一月より方城町に於て毎月第二木曜日を定め心配ごとともろの相談
- 所を開設していますが今日まで数多くの実績を上げています。
- (一) 家庭内のなやみについて
(二) 母子家庭の相談について
(三) その他土地家屋等の権利(四) 戸籍等に関すること
その他色々なおありかと思えます。
- 外部をばかると相談については別室も設けてありますのでお気軽においで下さい。
- 相談員には、法務局職員、田川福祉事務所職員、母子相談員、行政相談員、人権相談員、民生委員の方々が出席しております。